

応援団の表記・ロゴマークの活用について

(規約第5条)

応援団活動を行うとき、ホームページ、ポスター、パンフレット及びその他の媒体に、「チャーガンジューおきなわ応援団」の名称・ロゴマークを使って、活動内容をPRできます。

名称等の利用にあたっては、下記の注意事項を確認してください。

◆応援団の旗（ノボリ）もあります。

イベント時に利用してください→借用は保健所へ



健康おきなわ21

◆ 注意事項～名称やロゴマーク等の使用にあたって～

注1 応援団や計画の名称、ロゴマーク、行動指針など(以下「名称等」という)は、応援団活動の内容とともに使用してください。

県民に提供する、応援団としての活動内容が表示されていない場合、名称等の使用はできません。単に「チャーガンジューおきなわ応援団に参加しています。」「チャーガンジューおきなわ応援団のお店です。」といったの名称等の使用はできません。

注2 商品やサービスに、応援団の名称等を直接使用することはできません。

例えば、いわゆる健康食品や運動器具等個々の商品に名称等を使用して販売することはできません。

注3 名称等の適正な使用は、各団体で適切な使用の管理をお願いします。

なお、名称等は、団体が健康おきなわ21に沿った、自主的な健康づくり活動をしていることを県民に示すものであり、沖縄県が認証や許可、格付け等を行うものではありません。